

戦没者等のご遺族のみなさんへ

「第十一回特別弔慰金」が支給されます。

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

戦後70周年に当たる平成27年の特用法の改正においては、5年償還の国債を5年ごとに2回支給することとなりました。

【支給対象者】

令和2年4月1日（基準日）時点で「恩給法による公務扶助料」や、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

【支給内容】

額面25万円、5年償還の記名国債

【請求期間】

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

（この期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。）

【留意事項】

特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任をもって行うことになります。

【請求について】

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、請求については地区別の完全予約制にさせていただきます。

《予約について》

連絡先：健康福祉課 福祉係（3 - 0515）

予約ができる日時：表①受付期間内の**午前9時から午後5時**まで

予約日の前日までにご予約ください。

<表①>

請求される方がお住まいの地区	受付期間
阿田和地区・尾呂志地区	令和2年 6月1日（月）～30日（火） 8月3日（月）～31日（月）
志原地区・市木地区	令和2年 7月1日（水）～31日（金） 9月1日（火）～30日（水）

※土日祝日を除く

上記の期間以外での受付も可能です。その際にはお手数ですが担当者までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

問い合わせ先

健康福祉課 福祉係

担当 矢熊 日向子

05979 - 3 - 0515